

御殿場市電子入札運用基準

平成25年6月1日施行

この運用基準は、御殿場市（以下「市」という。）が実施する電子入札が円滑かつ適切に運用できるように必要な事項を定めたものです。

（定義）

「電子入札」：電子入札システムで処理する入札手続き

「紙入札」：紙の入札書の提出による入札手続き

「紙媒体」：参加申請書や入札書などを記録する紙

「入札参加者」：入札（見積りを含む。）に参加しようとする者

「紙入札者」：紙入札により入札に参加する者

「代表者」：入札参加資格のある団体の代表者

「受任者」：市の入札参加審査申請時に、代表者から入札（見積）権限及び契約権限（以下「入札権限等」という。）について、委任を受けた者

「ＩＣカード」：電子認証局が発行した電子証明書

1 電子入札について

1-1 静岡県共同利用電子入札システムについて

静岡県共同利用電子入札システムとは、電子入札システムと入札情報サービス（以下「PPI」という。）で構成されるものです。

電子入札システムとは、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を処理するシステムです。

PPIとは、インターネット上で、入札結果等を公表するシステムです。

1-2 電子入札実施の考え方について

市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、原則として紙媒体による参加申請書や入札書の提出は認めないものとします。

1-3 PPIの運用について

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表、その他調達手続に必要な事項の公表はPPIで行います。

2 電子入札システムの利用について

2-1 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当し、誰に発行されたものであるかを電子認証局が証明します。

静岡県共同利用電子入札システムで利用可能なＩＣカードは、一般財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムに対応した民間の電子認証局が発行したものです。

2-2 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準について

市の電子入札に利用することができるＩＣカードは、市の入札参加資格審査申請をした代表者（同申請時に代表者から入札権限等の委任を受けた場合は、その受任者）のＩＣカードに限ります。

2-3 利用者登録について

初めて電子入札システムを利用する場合は、「システム利用届」(様式1)を市へ提出し、「利用者登録番号発行通知書」(様式2)の交付を受けた後に電子入札システムによる利用者登録を行ってください。

2-4 利用者登録等の変更について

利用者登録の内容に変更が生じた場合は、電子入札システムによる利用者登録・変更手続きを行ってください。

また、入札参加資格申請時の内容に変更が生じた場合は、利用者登録の変更だけでなく、紙媒体による変更届も市へ提出してください。

2-5 代理について

電子入札においては、代理は認めません。

名簿に登録された代表者の変更等によりICカードが失効する場合や失効する見込みの場合は、「6-2 紙入札による参加について」の考え方によります。

2-6 建設工事共同企業体(以下「JV」という。)の取扱いについて

JVにおいては、JVの代表者が単体企業として利用者登録済のICカードを使用するものとし、JV結成時に「電子入札利用届(JV用)」(様式3)を市へ提出してください。

3 システム障害等について

システム障害等により電子入札システムによる入開札事務の処理ができないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの処置を講じます。

3-1 システム障害について

電子入札システム用サーバーやネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じます。

この場合は、電子入札システム以外の方法(PP I、電子メール、電話、FAX等)により入札参加者(入札参加希望者を含む。以下に同じ。)に必要な事項を市から連絡するものとします。

3-2 システム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害、その他のやむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講ずることがあります。

この場合は、電子入札システム以外の方法(PP I、電子メール、電話、FAX等)により入札参加者に必要な事項を市から連絡するものとします。

4 入札案件登録について

4-1 受付期間等の設定について

参加申請書、入札書等の受付期間等は、従来の紙入札方式に準じて設定するものとします。

なお、開札予定日時は、入札書受付締切日時の翌日を原則として、案件ごとに発注者が定めます。

4-2 案件登録事項の変更について

登録した案件に錯誤があった場合、その他登録内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正し、案件名称に「(○月○日：○○変更)」等の表示を行うものとします。

この場合、すでに参加申請書等の提出済の者がいる場合は、市は確実に連絡が取れる方法により変更した旨を伝えるものとします。

なお、システム的に変更できない項目に錯誤があった場合は、当該案件を「当該案件は、登録錯誤につき取り消し、別途同一案件名で登録しました。」に変更し、新規に案件登録するものとし、すでに参加申請書等の提出済の者がいる場合、市は確実に連絡の取れる方法により変更した旨と、提出済書類の再提出を求めるものとします。

5 関係書類の提出について

参加申請書に添付する関係書類（以下「関係書類」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとしますが、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがあります。

また、案件の特性によっては説明できる者による持参を求める場合があります。これらの場合は、その旨を案件公告等に明記します。

5-1 関係書類の作成方法について

関係書類の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は下表を標準としますが、市が指定する場合があります。

No.	アプリケーション名等	ファイル形式等	備考
1	Word(Microsoft Corp.)	Word2003 形式以下	マクロは絶対に含めないでください。 保存形式によっては損なわれる機能があるので、保存したファイルを確認のうえ提出してください。
2	Excel(Microsoft Corp.)	Excel2003 形式以下	
3	PDF	PDF1.4 以上	
4	画像ファイル	JPEG 形式、GIF 形式	
5	圧縮ファイル	Lzh、Zip ただし自己解凍形式(EXE 形式)は認めません。	
6	その他	その他市が認めた形式	

5-2 関係書類の提出方法について

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。ただし、電子ファイルの容量が3MBを越える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を市と協議の上、その指示に従ってください。

なお、何らかの理由で関係書類を紙媒体で提出する場合は、その旨の文書（任意形式）を電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する際に添付してください。

この紙媒体の提出期限は電子入札システムによる提出期限と同一とし、市は必要な関係書類をすべて受理した時点で電子入札システムにより参加申請書受付票を発行するものとします。

5-3 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーション（ソフトウェア）を導入するなどの対策を講じてください。

ウイルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウイルス感染チェックを行ってください。

市の担当者は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウイルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。

入札参加者から提出された関係書類等がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

6 入札について

電子入札では、参加申請書や入札書等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとします。電子入札システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認の上、印刷等を行ってください。なお、各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんのでご注意ください。

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は静岡県電子入札共同利用センター・ヘルプデスク TEL 0570-011311 にお問い合わせください。

また、入札書等の内容は暗号化して記録されるため、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）はその内容を確認することができませんので注意してください。

6-1 電子入札による提出について

電子入札システムによる入札受付期間は、開札予定日の前々日（午前9時から午後9時まで）及び前日（午前9時から午後4時まで）の2日間（土、日、祝日を除く。）を基本とします。

6-2 紙入札による参加について

次の<紙入札を認める例>に該当した場合は、制限付き一般競争にあっては入札参加申請書等の提出期限の2日前までに、指名競争入札にあっては入札書受付期限の前日までに、「紙入札方式参加申請書」（様式4）を紙媒体で市に提出し、承認を得てください。

<紙入札を認める例>

① ICカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称、所有者所属組織所在地の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合

② ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合

※上記①、②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限ります。

③その他やむを得ない事情があると認められる場合

6-3 紙入札様式による提出方法について

紙媒体による入札書の提出方法は、市が指定した開札日時に指定した場所に持参するものとします。

また、代理人が入札する場合は、委任状を持参してください。

6-4 電子入札から紙入札への変更について

電子入札システムによる入札処理開始後、入札参加者の都合により電子入札システムによる処理の継続ができなくなった場合は、「紙入札方式移行申請書」（様式5）を紙媒体

で市に提出し、承認を得てください。承認の基準は6-2に準じます。

6-5 紙入札から電子入札への移行について

紙入札方式の承認を受けた後の電子入札への移行は認めません。

7 内訳書について

入札書に添付する入札価格内訳書（以下「内訳書」という。）を市が求めた場合は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとしませんが、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがあります。紙媒体による提出を求める場合は、その旨を案件公告等に明記します。

7-1 内訳書の作成方法について

内訳書の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は5-1に準じます。

7-2 内訳書の提出方法等について

内訳書は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。内訳書の電子データの提出期限は電子入札の入札期限と同じです。紙入札の場合の内訳書の提出期限は6-3に準じます。

また、入札参加者が採用している積算システム等を利用して内訳書を作成し、提出する場合は、内訳書は7-1の条件を満たしてください。

7-3 ウィルス対策について

ウィルス対策は、5-3に準じます。

8 入札の辞退

電子入札システムで入札書提出前に辞退する場合、入札書受付期間に電子入札システムにより辞退してください。

9 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に直ちに行うものとし、原則として一括開札処理で行います。

なお、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行います。

9-1 開札時の立会について

入札参加者は、開札に立会うことができます。ただし、入札結果の一覧はその場で確認できない場合があります。代理人が立会う場合、委任状が必要です。

また、紙入札者は紙媒体の入札書を、入札保証金の必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立会うことが出来るものとし、

立会を希望する参加者がいない場合は、入札事務に関係のない市の職員を立会わせるものとし、

9-2 電子くじの実施について

電子入札案件で落札となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、原則電子くじ

を実施し、落札者を決定します。

電子くじは、電子入札システムで行うくじであり、電子入札した順番、時刻及び入札時にランダムに設定される3桁の数値（入札者はその数値を任意に変更可。）を用いた演算式により、落札者を決定します。

紙入札者は任意の3桁の数値を入札書の余白に「くじ番号：〇〇〇」と記載するものとし、市の担当者がその数値を電子入札システムに入力します。ただし、くじ番号の記載がない場合には、電子入札システムによりランダムに設定された3桁の数値を採用するものとします。

9-3 入札書未提出の取扱について

入札書提出締切予定日時において、入札書又は辞退届が電子入札システムサーバーに未到着の入札参加者（紙入札者を除く。）は、入札を欠席したものとみなします。

9-4 開札の延期について

開札を延期する場合、市は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札用日時を通知するものとします。

9-5 開札の中止について

開札を中止する場合、市は、入札書を開封せずに電子入札システムに取止めの結果登録をし、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知します。

9-6 入札書提出後の辞退について

原則として、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、市は開札までの間、参加資格喪失届（様式6）を受け付けるものとし、辞退したものとします。

9-7 再度の入札

入札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札（以下「再入札」という。）を電子入札で行います。

再入札は第1回目の入札の翌日実施を原則とし、当該案件に入札書を提出した紙入札者以外の参加者全員に電子入札システムにより、再入札通知書を発行します。

紙入札者の入札書の提出方法については、6-3に準じます。

10 その他

10-1 ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用した場合等には、指名停止等の処分を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。

落札後にICカードの不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後にICカードの不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

<不正に I Cカードを使用した場合等の例>

- 他人の I Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- 市の入札参加資格審査申請をした代表者（同申請時に代表者から入札権限等の委任を受けた場合は、その受任者）以外の I Cカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- I Cカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称、所有者所属組織所在地が変更になっているにもかかわらず、変更前の I Cカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- 同一案件に対して、複数の I Cカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、又は提出しようとした場合

様式 1

システム利用届

年 月 日

(あて先) 御殿場市長

(届出者)
所在地又は住所
商号又は名称
代表者名又は氏名

印

御殿場市の電子入札に参加する際に使用する I C カードの情報を下記のとおり届けます。

記

I C カードに記載された 所有者所属組織名称	
I C カードに記載された 所有者所属組織住所	
I C カードに記載された 所有者氏名	

※上記 I C カードの情報は、御殿場市の入札参加資格審査申請の登録内容と一致させてください。

※ I C カードに記載された所有者氏名は、御殿場市の入札参加資格審査申請で登録している代表者名（入札権限等の委任をしている場合にはその受任者名）としてください。

様式2

利用者登録番号発行通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者名又は氏名 様

御殿場市長 印

下記のとおり、御殿場市の電子入札システムの利用者登録番号を発行します。

記

登録番号	
商号又は名称	

- ※利用者登録番号は外部に漏洩しないように取扱いには十分注意してください。(利用者登録番号が第三者に知られると、本人になりすまして電子入札システムに参加される危険があります。)
- ※利用者登録の方法は、静岡県共同利用電子入札システムポータルサイトを参照してください。<http://www.cals-shizuoka.jp/ec/>
- ※この利用者登録番号は、御殿場市の電子入札システムのみで有効です。静岡県及び県内他市町の電子入札システムに参加する場合は、それぞれの発注機関から別途登録番号を受け取ってください。

様式3

電子入札利用届（JV用）

年 月 日

（あて先）御殿場市長

建設工事共同企業体の名称

代表者	所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名	印
-----	-------------------------------	---

構成員	所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名	印
-----	-------------------------------	---

構成員	所在地又は住所 商号又は名称 代表者名又は氏名	印
-----	-------------------------------	---

本共同企業体において、代表者のICカードにより御殿場市の電子入札に参加したいので、届け出ます。

様式 4

紙入札方式参加申請書

年 月 日

(あて先) 御殿場市長

(申請者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名又は氏名

印

下記案件について、御殿場市の電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を申請します。

記

1 入札番号及び案件名称

2 電子入札システムによる参加ができない理由

上記について承認します。

年 月 日

様

御殿場市長

印

様式 5

紙入札方式移行申請書

年 月 日

(あて先) 御殿場市長

(申請者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名又は氏名

印

下記案件について、御殿場市の電子入札の処理が継続できなくなりましたので、紙入札方式への移行を申請します。

記

1 入札番号及び案件名称

2 電子入札システムによる処理が継続できない理由

上記について承認します。

年 月 日

様

御殿場市長

印

様式6

参加資格喪失届

年 月 日

(あて先) 御殿場市長

(申請者)

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名又は氏名

印

下記案件について、御殿場市における電子入札の参加資格を喪失したので届け出ます。

記

1 入札番号及び案件名称

2 理由 (該当する理由にチェック☑をすること。)

配置予定技術者の配置ができなくなったため

指名停止処分を受けたため